

平成 30 年度税制改正に関する要望

平成 29 年 7 月

公益財団法人 公益法人協会

平成 30 年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会

非営利公益活動の分野では、高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、コミュニティや専門分野の最前線で多くの方々が献身的に活躍しています。

日本においては、これら非営利の組織は慢性的な資金難や様々な規制により活動の拡大にも限界がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した豊かな社会を作るために懸命に活動を続けています。

公益法人協会は、これまで資産寄附税制の拡充をはじめ多面的な税制上の支援措置を要望してきました。これは土地、建物、美術品、有価証券など、個人資産の寄附を支援し、非営利セクターへ資金の流入を促し、非営利組織の活動基盤を強化し、非営利組織がより自由闊達に社会に一層貢献できる場を広げることを狙いとするものです。

近年、資産寄附、とりわけ遺贈寄附に対する関心が高まり、非営利セクターはもとより、与党をはじめとする政党や経済団体からもより使い勝手の良い税制に改めるべきという声が上がっており、資産寄附税制改正の機運の盛り上がりを見せています。

また本年6月9日、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」が閣議決定され、「成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取組の推進や NPO の活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する」ことが盛り込まれたことは、非営利セクターにとっても大いに評価し、歓迎すべきことです。

「課題先進国」と言われる日本において様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する市民のボランタ

リーな協力活動や資金的支援（寄附）による更なる公益活動の促進が強く望まれています。そういった「民間の公益活動の活性化」「活力あふれる共助社会づくりの推進」を支えるためにも、恒常的なフローとしての所得からの寄附金のみならず、ストックからのまとまった財産の寄附をも奨励支援する制度の構築が重要と考え、その実現を切に願うものです。

以上

目 次

●平成 30 年度 税制改正要望項目	6
●平成 30 年度税制改正要望（全文）	8
I 資産寄附税制について —ストック税制—	
1 公益法人等への資産寄附に係る みなし譲渡所得の特別控除の特例の創設 …8	
2 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し …9	
3 相続税非課税措置の適用要件の見直し …10	
4 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し …12	
5 法人に対する遺贈に係る納税義務者について …12	
II 寄附金税制について —フロー税制—	
1 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充 …14	
2 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化 …14	
3 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し …15	

●平成 30 年度 税制改正要望事項

I 資産寄附税制について —ストック税制—

1 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

- 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

2 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

- ① 公益法人、認定特定非営利活動法人に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、一般市民にもより身近な制度となるよう事前相談制度を周知し、過去の事例などにより承認手続きや審査基準を明らかにするなど、情報公開を進めること。
- ② 通達において、社会的存在として認識される程度の規模を有するものの例として挙げられている 10 の事業に限らず、公益法人、認定特定非営利活動法人が行う公益目的事業に直接供されている限り、柔軟に認めること。また、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

3 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- ① 相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。
- ② 相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること。
- ③ 措置法通達における「相続又は遺贈により取得した財産」に該当しない財産の見直しを行うこと。

4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

- 公益社団・財団法人並みの税制整備を措置すること。

5 法人に対する遺贈に係る納税義務者について

- 譲渡所得の起因となる資産が個人から法人に遺贈（換価代金の遺贈を含む）された場合におけるキャピタルゲインへの課税は、当該法人を譲渡した個人とみなして所得税を課税する（すなわち、法人への遺贈部分にかかるみなし譲渡所得は受遺者である法人に課税する）旨の改正を行うこと。

II 寄附金税制について —フロー税制—

1 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充

- 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大ないしは繰越控除を認めること。

2 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

- 大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

3 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

- 消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、用途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

以上

●平成 30 年度 税制改正要望（全文）

I 資産寄附税制について —ストック税制—

1 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

○ 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

- ・平成 16 年の内閣府の「国民生活選好度調査」（注 1）によれば、遺産相続について、「子供のためだけでなく。看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」「困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」といった遺贈に積極的な考え方も見られ、また、国境なき医師団が行った「遺贈に関する意識調査 2015」（注 2）では、社会の役に立てるために、自分の遺産の一部を寄附したいと思う人が 4 人に 1 人の割合で存在するというアンケート結果も出ており、遺贈寄附を考えているのは一部の富裕層だけではないことが窺える。寄附文化醸成には、資産寄附においても一部の富裕層だけでなく、こういったより多くの市民が寄附しやすいインセンティブが必要である。措置法 40 条の特例以外にも資産寄附の特例を設けることは、民間の資金を公益セクターへ流入させるには有効であると考えられる。
- ・そのような新たな制度を設ける際には、参考となる特別控除の前例として、「居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例」（譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除できる）や、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」（相続人が相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除できる）などの仕組みが設けられている。

（注 1）回答は全国の 15～79 歳の男女 3,670 人。

（注 2）2015 年 6 月 24 日～26 日の 3 日間、50～79 歳の男女を対象にインターネットリサーチし、1,000 名の有効サンプルを集計。

2 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

① 公益法人、認定特定非営利活動法人に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、一般市民にもより身近な制度となるよう事前相談制度を周知し、過去の事例などにより承認手続きや審査基準を明らかにするなど、情報公開を進めること。

・本制度の趣旨は、多額の資産を保有する資産家個人や、一時的に多額の収入を得た者等の意思により、その資産を公益活動に資するものとして寄附を行いやすくするものである。しかし、現状の制度・運用では、以下のとおり、複数の理由から活用されておらず、公益法人への本事例の適用例は年数十件程度しかない。

ア 資産を寄附した後で国税庁長官の承認を受ける必要があることから、寄附時には、みなし譲渡所得税が非課税となるか否かが明確でなく、承認を受けられない可能性や結果として承認が受けられなかった場合に発生する課税額（課税リスク）に鑑みて寄附を躊躇してしまう。

イ 現状の運用では、当該承認を得るまでに数年かかる事例が存在することが社会的に認識されており、課税リスクをさらにネガティブにとらえてしまう。

・上述の寄附者による課税リスクを不相当に恐れることのないよう、一般市民にもより身近な制度となるよう事前相談制度を周知し、ガイドライン等で過去の事例などにより承認手続きや審査基準を明らかにするなど、情報公開を進めること。また、本制度をより利用しやすくするためには、不動産等の「施設設置型」寄附と株式等の「助成型」寄附を区別して、寄附の形態ごとにどのような準備が必要で、どのような手順で審査されるのか、あらかじめ公開しておくことは、今後さらに寄附文化促進する上で必要であろう。

② 通達において、社会的存在として認識される程度の規模を有するものの例として挙げられている10の事業に限らず、公益法人、認定特定非営利活動法人が行う公益目的事業に直接供されている限り、柔軟に認めること。また、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

・現在の通達〔租令第25条の17第5項第1号関係〕において、要件該当性の

判断基準として、「公益目的事業の規模」は、事業が社会的存在として認識される程度の規模を有するものとして取り扱うとされ、その例示として10の事業が掲げられているが、これらはいくまで例示である。例えば第三者委員会によってその公益性が担保されている公益法人が実施する公益目的事業については、公益目的事業に直接かかる人件費等に充当する場合であっても要件該当性を認めるなどの柔軟な対応を求めるものである。

- ・あわせて、その場合には、要件の一つである「公益目的事業に直接供される」という点について、例えば、当該資産が当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合、及び財産種類の変動があった場合でも、当該資産の時価相当額を公益目的事業に充てていれば、直接公益に供したものとみなすなどの柔軟な対応をすること。すなわち、現状では寄附時に予め定められた公益事業にその用途が固定されているが、他の公益事業であっても、その公益性は前述のとおり担保されていることから事後的な変更は可能とするといった見直しが求められる。

関連条項：租税特別措置法第40条、租税特別措置法施行令第25条の17

3 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- ① 相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。
- ② 相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること。
- ③ 措置法通達における「相続又は遺贈により取得した財産」に該当しない財産の見直しを行うこと。

①（公益の用に供する要件の見直し）

- ・相続税非課税措置の要件の一つとして、「当該贈与により取得した財産を同日（当該贈与があった日から2年を経過した日）においてなおその公益を目的とする事業の用に供して」いることが求められている。その間、寄附時に予め定められた公益目的事業にその用途が固定されているが、他の公益目的事業であっても、本非課税措置の政令で定められた法人は、その公益性は担保されていることから、事後的な変更は可能とする取扱いとされたい。

②（要件を充当できなくなった場合の課税対象者）

- ・みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人、認定

特定非営利活動法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は、当該公益法人等がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成 20 年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合も(注3)、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人、認定特定非営利活動法人とするのが適切である。

(注3) 当該贈与があった日から2年を経過した日までに政令で定める法人に該当しないこととなった場合又は当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合。

③（「相続又は遺贈により取得した財産」に該当しない財産の見直し）

- ・ 相続財産を国等に寄附した場合の非課税要件のひとつとして、寄附する財産は「相続で取得した財産」であることとされており、その詳細については措置法通達70-1-6に定めがあり、「相続又は遺贈により取得した財産」に該当しない財産として次のものが挙げられている。

イ 相続又は遺贈により取得した財産が譲渡され、その譲渡により取得した財産

ロ 相続又は遺贈により取得した証券投資信託又は貸付信託の受益証券を解約して取得した金銭（これらの権利の満期到来により取得した金銭は除かれる）

- ・ 上記イ・ロの財産を相続税非課税財産とはしない現行取扱いには合理的理由が見出されず、これらの財産の寄附があった場合についても、相続又は遺贈により取得した各財産の「相続税評価額」相当額までは相続税を非課税とする取扱いがされるべきではないか（換価処分代金が公益法人等に遺贈された場合の相続税非課税取扱いとの平仄・公平性）。
- ・ なお、この場合には、寄附された財産とその原資（譲渡・解約される前の当該相続財産）が直接つながるものであること（譲渡・解約→寄附→寄附受け入れ後の寄附財産の用途に至るまでの資金の流れ）が確認できる資料（売買契約書・解約計算書、預金通帳、振込通知書、寄附金受領書、公益目的事業用財産取得の確認資料等）の提出を相続税非課税扱いの1要件とすればよいのではなかろうか。

関連条項：租税特別措置法第70条

4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

○ 公益社団・財団法人並みの税制整備を措置すること。

- ・公益法人制度改革3法が平成20年12月に施行され、新制度への移行期間は、平成25年11月末をもって終了した。一方、公益信託については、平成18年12月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの今日に至っているが、平成28年6月、法制審議会信託法部会が再開され、公益信託制度の抜本的改正が本格的に動き出したところである。
- ・そこで、税制の検討にあたっては、公益法人制度と平仄を合わせた所要の措置を講じ、抛出時の寄附金控除、寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう要望する。

関連条項：所得税法第11条、所得税法第78条、法人税法第37条、租税特別措置法第70条、等

5 法人に対する遺贈に係る納税義務者について

○ 譲渡所得の起因となる資産が個人から法人に遺贈（換価代金の遺贈を含む）された場合におけるキャピタルゲインへの課税は、当該法人を譲渡した個人とみなして所得税を課税する（すなわち、法人への遺贈部分にかかるみなし譲渡所得は受遺者である法人に課税する）旨の改正を行うこと。

- ・譲渡所得の起因となる資産（不動産、株式等。以下「当該資産」という）が個人から法人に遺贈された場合において、遺贈の時点で当該資産に値上り益（キャピタルゲイン）が生じているときには、譲渡した者（被相続人）に対して「みなし譲渡所得課税」が行われ、その租税債務を相続人及び包括受遺者が承継して納税することになっている（所得税法59条、国税通則法5条）。
- ・上記現行税制は、当事者に大きな経済的負担を強いる場合もあり、関係者間でのトラブルの要因となったり、相続人等が納税負担回避のための打開策（例：相続放棄）を採らざるを得ないようなことも多いため、当該資産の遺贈寄附に対する阻害要因にもなっている。今後、我が国において当該資産の

遺贈寄附の促進と活発化を図るためには、上記問題点を解決して、遺贈寄附に係る税務取扱いを寄附者側にとって納得性のあるものにすることが重要である。

- 個人への遺贈に係るキャピタルゲイン課税については、当該資産の取得時期と取得価額を受遺者に引き継がせる形で課税を繰り延べたうえ、遺贈を受けた個人が次に当該受遺財産を譲渡した時に清算するという課税方法が採られており、既に個人においては、遺贈時に生じたキャピタルゲインへの課税を受遺者が負担することとされている。
- 一方、法人を個人とみなして所得税を課するという取扱いについては、平成20年度税制改正で、いったん国税庁長官の承認を得て非課税とされたみなし譲渡所得税が後発的事由から非課税措置の取り消しを受けた場合には当該公益法人を遺贈した個人とみなして所得税を課する旨規定化された例がある（租税特別措置法40条3項）。
- 上記の方向での税制改正は、国税庁長官によるみなし譲渡所得税の非課税承認が得られないような案件において、今後、自己の資産を公益分野で有効に活用してほしいと考える個人が課税上の問題から遺贈を躊躇することなく積極的に遺贈を検討・実現するためにも（法人への遺贈の活発化）、また、遺贈を実現する過程での関係者間でのトラブル・混乱を回避するためにも（遺贈実現の実務面の円滑化）、是非とも必要なものであると考える。
- また、この改正を行う場合、法人は納税財源を当該資産の換価処分代金から調達することが大半と思われるため、法人の納税手続き上の負担に配慮し、みなし譲渡所得税の納期限を現行の準確定申告時（相続開始から4か月）ではなく、現実的な納期限（例えば、「遺贈を受けた時から2年以内」とする）のような税務実務上の規定化も行われるべきであろう。

関連条項：所得税法第59条

Ⅱ 寄附金税制について —フロー税制—

1 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充

○ 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大ないしは繰越控除を認めること。

- ・ 2017年度の経済財政白書によれば、物価を押し上げる力は弱まっているとしながらも、2012年12月に始まった景気回復が、1990年前後のバブル経済期を抜いて戦後3番目の長さになった可能性を指摘している。企業業績も底堅く、回復基調が続くとする見方も多い。国税庁の「会社標本調査」によれば、景気回復と合わせるように企業の寄附金は増加傾向にあることが分かる。
- ・ 平成23年度税制改正により法人の寄附金特別損金算入限度額について拡充が行われたが、米国などに比べると十分とは言えないのが現状である。個人と並び、寄附文化の醸成に重要な役割を果たす企業による社会貢献活動を促進するためにも、特別損金算入限度額を中小企業にも配慮し、米国並みの所得金額の10%相当額まで拡大することや、繰越控除を認めるなどの拡充を求めるものである。

2 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

○ 大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- ・ 東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となっている。しかし、その範囲は極めて限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られている。
- ・ 公益法人等が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう予め制度化を求めるものである。

関連条項：震災特例法第8条第1項、平成23年3月財務省告示第84号、同年5月財務省告示第174号

3 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○ 消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

- ・ 消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、特定収入から除外することとされた。
- ・ 寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、人件費等の管理費が通常は必要である。事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などに一定の費用が必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、僅か3件のみしか行政庁の適用証明を取得していないのが現状である。
- ・ 寄附金の募集・交付にかかる人件費に寄附金が充当されることについて寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき行政庁の確認を受けた場合は、特定収入に該当しない寄附金等とすること。
- ・ すなわち、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合であっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

関連条項：消費税法施行令第75条

以上



「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・雨宮孝子）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人となりました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。提言活動では、現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきました。

◇本件に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

公益財団法人公益法人協会

担当：長沼、柴崎 TEL：03-3945-1017